

第14 受領遅滞

民法第413条

(1)債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をしたときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって、その物を保存すれば足りる。

(2)債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

民法第413条の2

(1)債務者がその債務について遅滞の責任をっている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その債務の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(2)債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(改正前民法413条)

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

(改正前民法534条)

- 1 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。
- 2 不特定物に関する契約については、第401条第2項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

2 趣旨

1項は、特定物の引渡しの場合に債務者の注意義務を軽減するものである。

特定物の引渡しにおいては、今回の改正により、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならないこととされたが、受領遅滞の後には、自己の財産に対するのと同じの注意を持って保管すれば足りることとした。

2項は、費用の増加額が債権者の負担とすることを明記したものである。

他方で、

改正後民法413条の2は、履行遅滞においては債務者に、受領遅滞においては債権者に、それぞれ危険を負担させることになったものである。